

聴覚障害者制度改革推進兵庫本部の公開質問状の回答一覧 兵庫 11 区…姫路市(第 12 区に属しない区域)

候補者名	松本剛明(民主党)	頭師暢秀(自由民主党)	白髪みどり(日本共産党)	堅田壮一郎(日本維新の会)
1. 障害者総合支援法について	(回答無し)	(回答無し)	2012年6月に可決・成立した同法は当事者の声を聞くことなく「基本合意」や「骨格提言」をことごとく無視したものです。「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」についても、聴覚障害者の定義・範囲、権利としての情報アクセス・コミュニケーション、地域間格差の問題、財源の問題など不十分な内容です。当事者の声を反映した新法を制定に全力を尽くします。	(回答無し)
2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について			市町村によって格差があってははいけないと思います。個人でも団体でも意思疎通に必要な手話通訳者、要約筆記者の派遣は公費で行われることが保障されなければいけません。当事者が必要とするコミュニケーションを完全に保障しなければならず、実施する主体がどこであれ、国の制度として財政的保障が必要と思います。	
3. コーディネーターの身分保障について			意思疎通支援を受けようとする時にコーディネーターが果たす役割は重要です。高い専門性と幅広い知識・経験が求められるコーディネーターの養成と身分保障国が制度化し、定着させる必要があります。	
4. 行政機関におけるアクセシブルな情報提供について			住民に公平なサービス提供が求められる行政機関で障害を理由にサービスの内容・手段に格差があていけない。当面は都道府県・市町村の福祉事務所や衛生保健事業所の窓口到手話対応できる常勤ケースワーカー等の配置を義務化する。順次全ての窓口で対応できるように職員を増やしていきたい。	
5-1. 参政権が制限されていることについて			障害者にとって政治参加の権利が十分に保障されてこなかったことは事実であります。ご指摘の問題については重要かつ当然の権利であると考えます。	
5-2. 今回の選挙で情報保障を実施するか			選挙管理委員会が主体となつてすべきです。当面わが党の政見放送には手話通訳者を配置し、個人演説会では可能な限り手話通訳者などを配置したいと考えます。	
6. 障害者差別禁止法について			差別をしてきたのは第一義的には国家権力とみることが必要です。 一方、差別の対象を国民同士の中に位置づけてしまえば、分断をもちこむことになりかねず、この点は慎重に行わなければいけないと考えます。 社会保障制度を充実させる事が早急に必要と考えます。	

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律等の必要性について			現在の法制度の下でもできることは実現させる。不十分なところは新しい法律の制定が必要であると考えます。	
8. その他障害者施策について			障害があっても安心して地域で暮らせる社会にしたいです。また、障害者の権利が保障される社会にしたいです。	